

4. 県レベルにおける公共スポーツ施設の整備

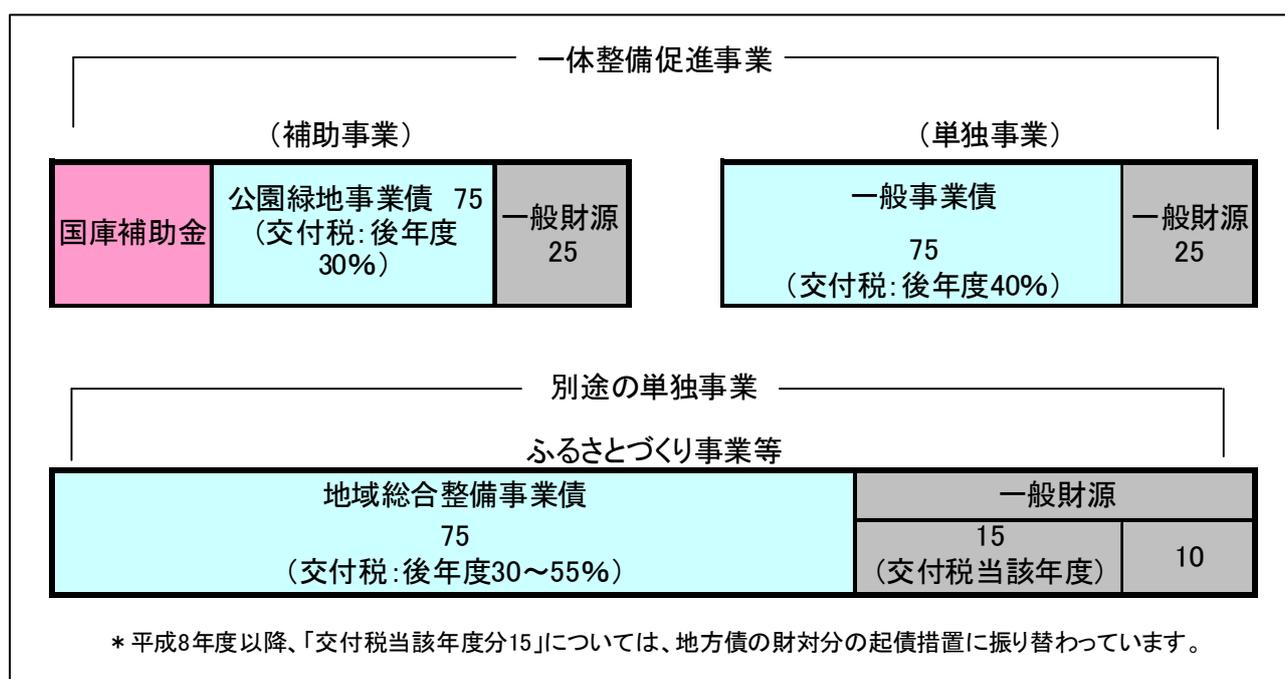
前章において公共スポーツ施設整備のための財源についてみたが、本章においては地方自治体が具体的にどのような財源を用いて公共スポーツ施設を整備してきたのかについてみていきたい。本章において事例として取り上げるのは、静岡県、三重県、A県の3つである。

4-1 静岡県

静岡県が所有する公共スポーツ施設として、2章において示した本報告書における公共スポーツ施設の定義に基づけば、23の施設が存在する。表5(p.17)はそれらのうち、整備財源が明らかとなっている13施設の整備財源の内訳を示している。

①小笠山総合運動公園は都市公園事業費補助金(28.0億円)、一般単独事業債、新産業都市等建設事業債(2つの地方債を合わせて834.0億円)、公園緑地事業債(4.6億円)、地総債(39.2億円)、補正予算債^{xxi}(1.5億円)、減収補てん債(11.6億円)、一般財源(198.3億円)によって整備された。都市公園の整備には「都市公園等一体整備促進事業」という事業がかつて存在し^{xxii}、都市公園等の整備を促進するため、補助事業と単独事業による一体的な整備に対して、図3に示すような財源措置が講じられることとなっていた。この事業は、こうした枠組みに沿って行われたものと考えられる。

図3 都市公園等一体整備促進事業



地方債制度研究会編(1997)より引用

- ②富士山こどもの国にはクロスカントリーコースが存在するが、このスポーツ施設を含めた施設全体の整備には、一般単独事業債（123.7億円）、地総債（12.6億円）、減収補てん債（5.0億円）、一般財源（34.9億円）が充てられた。この事業は国庫補助金を活用しない単独事業であった。
- ③朝霧野外活動センター体育館は地総債（5.2億円）と一般財源（2.2億円）、スケート場は一般財源（1.0億円）によって整備された。この事業は国庫補助金を活用しない単独事業であった。
- ④観音山少年自然の家多目的ホールは一般財源（0.6億円）によって整備された。この事業は国庫補助金を活用しない単独事業であった。
- ⑤三ケ日青年の家体育館の整備には地総債（0.5億円）、臨時地方道整備事業債（臨道債）^{xxiii}（1.0億円）、一般財源（2.8億円）が充てられ、ヨット場には一般財源（1.7億円）が充てられた。この事業は国庫補助金を活用しない単独事業であった。
- ⑥焼津青少年の家体育館は社会教育施設整備費補助金（0.1億円）、地総債（1.3億円）、一般財源（2.2億円）によって整備された。財源に占める割合は低いが国庫補助金が含まれており、補助事業と単独事業を組み合わせで整備されたものと考えられる。
- ⑦県総合教育センターには庭球コート、体育館が存在するが、このスポーツ施設を含めた施設全体の整備には、地総債（111.8億円）、一般財源（26.5億円）が充当された。この事業は国庫補助金を活用しない単独事業であった。
- ⑧県立富士山麓山の村多目的ホールは一般単独事業債（4.8億円）、地総債（6.0億円）、一般財源（11.0億円）によって整備された。この事業は国庫補助金を活用しない単独事業であった。
- ⑨静岡県武道館、⑩静岡県ソフトボール場、⑪県立水泳場、⑫静岡県富士水泳場は地総債（それぞれ46.2億円、11.2億円、25.0億円、56.4億円）と一般財源（それぞれ20.6億円、6.2億円、16.2億円、22.5億円）によって整備された。これらの事業は国庫補助金を活用しない単独事業であった。
- ⑬静岡県職員会館体育館は一般単独事業債（14.3億円）と一般財源（27.1億円）によって整備された。この事業は国庫補助金を活用しない単独事業であった。

以上の 13 施設のうち、11 施設において地総債を活用した施設整備が行われており、公共スポーツ施設整備において地総債が果たした役割の大きさがうかがえる。また、国庫補助金を活用して整備した施設が 2 施設のみとなっており、公共スポーツ施設整備における単独事業のウエイトの高さがうかがえる。

表5 静岡県における公共スポーツ施設整備財源

(単位:百万円)

施設No.	所管部局	施設名	施設種別	建設開始年度	補助金名	建設事業費				
						国庫	県債		その他	
1	交通基盤部	小笠山総合運動公園 (広域公園)	総合運動場 (施設全体)	平成7年 (1995)	都市公園 事業費 補助金	117,709	2,798	89,085	(内訳)	19,826
								83,401	一般単独 ・新産業都市	
								150	補正予算	
								463	公園	
								3,915	地総債	
1,156	減収補てん									
2		富士山こどもの国 (広域公園)	クロスカントリーコース	平成11年 (1999)	-	17,615	0	14,129	(内訳)	3,486
								12,370	一般単独	
								1,256	地総債	
								503	減収補てん	
3		朝霧野外活動センター	体育館	平成7年※ (1995)	-	741	0	517	地総債	224
			アイススケート					0	0	102
4		観音山少年自然の家多目的ホール	体育館	昭和56年 (1981)	-	60	0	0		60
5		三ヶ日青年の家	体育館	平成2年※ (1990)	-	428	0	153	(内訳)	275
								53	地総債	
								100	臨道債	
		ヨット場			-	172	0	0		172
6		焼津青少年の家体育館	体育館	昭和61年※ (1986)	社会教育施設 整備費補助金	364	13	134	地総債	217
7		県総合教育センター	庭球コート	平成4年 (1992)	-	13,829	0	11,176	地総債	2,653
			体育館							
8	教育委員会	県立富士山麓山の村多目的ホール	体育館	昭和59年 (1983)	-	2,182	0	1,081	(内訳)	1,101
								481	一般単独	
								600	地総債	
9		静岡県武道館	体育館	平成11年 (1999)	-	6,681	0	4,620	地総債	2,061
			柔剣道場							
			柔道場							
			弓道場							
			相撲場							
10		静岡県ソフトボール場	野球(ソフトボール)場	平成8年 (1996)	-	1,742	0	1,124	地総債	618
11		県立水泳場(温水)	水泳プール	昭和63年 (1988)	-	4,121	0	2,500	地総債	1,621
12		静岡県富士水泳場	水泳プール	平成11年 (1999)	-	7,881	0	5,635	地総債	2,246
13	経営管理部	静岡県職員会館体育館	体育館	昭和60年 (1985)	-	4,137	0	1,428	一般単独	2,709

注: [] 公共スポーツ施設以外の施設を含む総事業費

※建替年

4-2 三重県

三重県が所有する公共スポーツ施設として、2章において示した本報告書における公共スポーツ施設の定義に基づけば、13の施設が存在する。表6はそれらのうち、整備財源が明らかとなっている8施設の整備財源の内訳を示している。

- ①W-1にはa～eの施設があるが、a、c、dは地総債（aは26.8億円、cおよびdは103.7億円）、一般財源、三重県体育スポーツ振興基金（aは9.4億円、cおよびdは31.8億円）により、b、eは一般財源と三重県体育スポーツ振興基金（それぞれ0.1億円、16.9億円）により整備された。これらの事業は国庫補助金を活用しない単独事業であった。
- ②W-2は一般財源と三重県体育スポーツ振興基金（0.8億円）により整備された。この事業は国庫補助金を活用しない単独事業であった。
- ③W-3は国体施設整備のための国庫補助金（500万円）、厚生福祉施設整備事業債（1.3億円）、一般財源および市負担金（0.6億円）によって整備された。
- ④W-4にはa～cの施設があるが、厚生福祉施設整備事業債（それぞれ1.4億円、1.8億円、1.3億円）と一般財源（それぞれ0.7億円、0.1億円、0.3億円）によって整備された。この事業は国庫補助金を活用しない単独事業であった。
- ⑤Xおよび⑥Yは地総債（それぞれ140.2億円、26.8億円）と一般財源（34.0億円、9.0億円）によって整備された。これらの事業は国庫補助金を活用しない単独事業であった。
- ⑦Z-1も施設XやYと同様に、地総債（15.0億円）と一般財源（額は不明）によって整備された。なお、表6において、地総債の起債額がZ-1の建設事業費を上回っているが、これは起債額に管理棟や噴水等の整備が含まれているためである。この事業は国庫補助金を活用しない単独事業であった。
- ⑧Z-2については地総債の起債額（12.1億円）のみが明らかになっているが、おそらく地総債と一般財源によって整備されたものと思われる。

以上の8施設のうち、5施設において地総債を活用した施設整備が行われており、静岡県の場合と同様に、公共スポーツ施設整備において地総債が果たした役割の大きさがうかがえる。また、国庫補助金を活用して整備した施設が1施設のみとなっており、こちらも静岡県の場合と同様に、公共スポーツ施設整備における単独事業のウエイトの高さがうかがえる。

表6 三重県における公共スポーツ施設整備財源

(単位:百万円)

施設 No.	所管部局	施設名	施設種別	建設開始 年度	建設事業費					備考
					国庫	県債		その他		
1	I	W-1	W-1-a	平成元年 (1989)	3,614	0	2,677	地総債	937	県費、三重県体育スポーツ振興基金
			W-1-b	平成19年 (2007)	11	0	0		11	県費、三重県体育スポーツ振興基金
			W-1-c	平成4年 (1992)	13,552	0	10,373	地総債	3,179	県費、三重県体育スポーツ振興基金
			W-1-d							
			W-1-e	平成16年 (2004)	1,692	0	0		1,692	県費、三重県体育スポーツ振興基金
2		W-2	W-2-a	昭和47年 (1972)	78	0	0		78	県費、三重県体育スポーツ振興基金
3		W-3	W-3-a	昭和49年 (1974)	198	5	133	厚生福祉施設 整備事業債	64	国体国庫補助、市負担金
4		W-4	W-4-a	昭和38年 (1953)	210	0	140	厚生福祉施設 整備事業債	70	
			W-4-b	昭和42年 (1967)	194	0	180	厚生福祉施設 整備事業債	14	
			W-4-c	昭和47年 (1972)	163	0	132	厚生福祉施設 整備事業債	31	
5	II	X	X-a	平成4年 (1992)	17,424	0	14,020	地総債	3,404	
6	III	Y	Y-a	平成8年 (1996)	3,579	0	2,684	地総債	895	
7	IV	Z-1	Z-1-a	平成3年 (1991)	799	0	1,499	地総債	不明	起債額には本部棟(管理棟)や 噴水等の整備を含む
Z-1-b										
8		Z-2	Z-2-a	昭和63年※ (1988)	不明	不明	1,212	地総債	不明	
			Z-2-b							
Z-2-c										

※供用開始年

4-3 A 県

A 県が所有する公共スポーツ施設として、2 章において示した本報告書における公共スポーツ施設の定義に基づけば、5 つの施設が存在する。表 7 はそれらのうち、整備財源が明らかとなっている 4 施設の整備財源の内訳を示している。

- ①A-1 は地方債（事業債区分は不明、1.6 億円）と一般財源（2.3 億円）によって整備された。この事業は国庫補助金を活用しない単独事業であった。
- ②A-2 は補助事業と単独事業とを組み合わせることで整備がなされた。財源として、国庫補助金（1.3 億円）と地方債^{xxiv}（事業債区分は不明、2.6 億円）、地総債（15.1 億円）、一般財源（補助事業分は 0.5 億円、単独事業分は 6.5 億円）が充当された。
- ③A-3 は一般財源（2.1 億円）によって整備された。この事業は国庫補助金を活用しない単独事業であった。
- ④A-4 は地総債（2.7 億円）と一般財源（0.9 億円）によって整備された。この事業は国庫補助金を活用しない単独事業であった。

以上の 4 施設のうち、2 施設において地総債を活用した施設整備が行われており、他の 2 県のケースと同様に、公共スポーツ施設整備において地総債が果たした役割の大きさがうかがえる。また、国庫補助金を活用して整備した施設が 1 施設のみとなっており、こちらも他の 2 県のケースと同様に、公共スポーツ施設整備における単独事業のウエイトの高さがうかがえる。

表7 A県における公共スポーツ施設整備財源

(単位:百万円)

No.	部局	施設名	種別	建設開始年度	建設事業費					備考
					国庫	県債		その他		
1	V	A-1	A-1-a	昭和54年※ (1979)	390	0	157	不明	233	
2		A-2	A-2-a	昭和59年 (1984)	2,770	134	260	不明	52	補助事業
			A-2-b							
			A-2-c							
			A-2-d							
			A-2-e							
			A-2-f							
A-2-g		191	0	118	地総債?	73				
3	A-3	A-3-a	昭和38年※ (1963)	210	0	0		210		
4	A-4	A-4-a	昭和62年 (1987)	353	0	267	地総債	86		

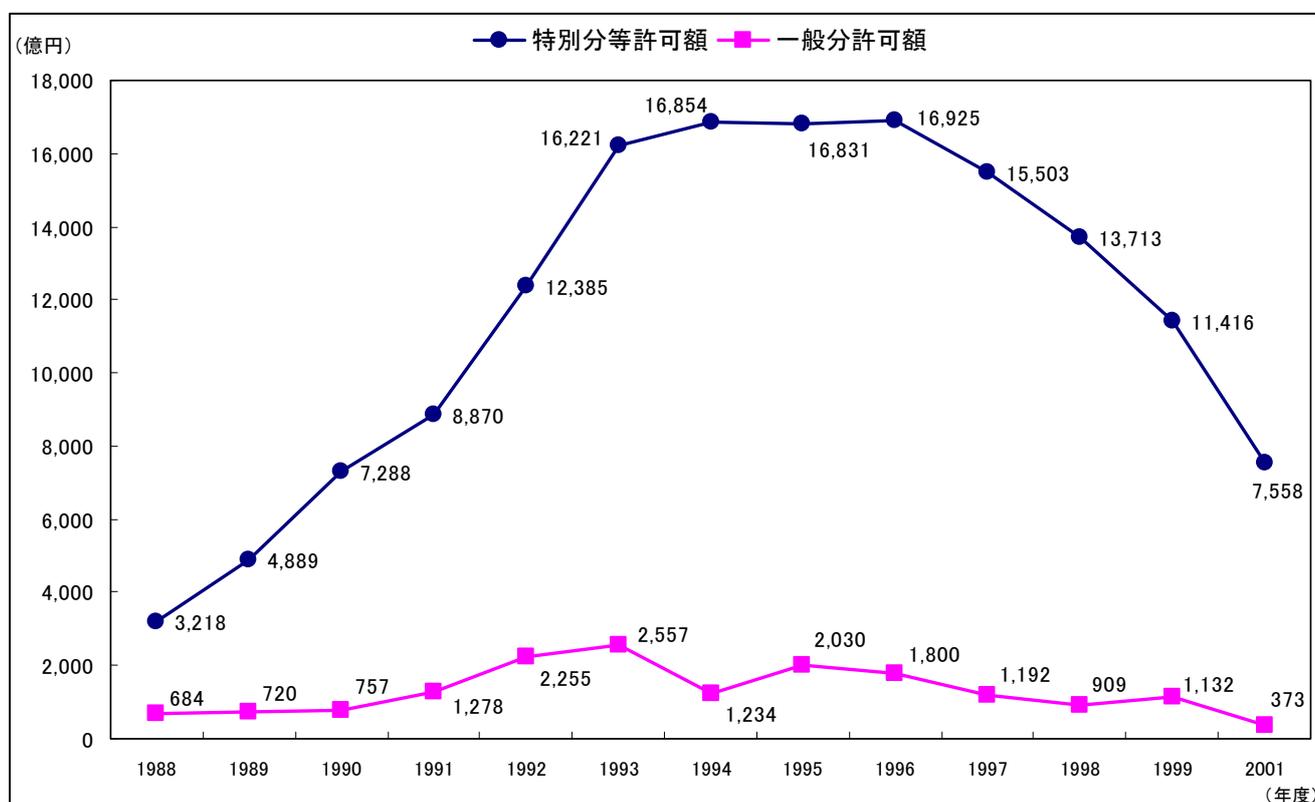
注: 公共スポーツ施設以外の施設を含む総事業費
 ※供用開始年

4-4 3 事例の分析

以上の3県の事例に共通してみられる特徴として、すでに指摘したことではあるが、地総債を起債した公共スポーツ施設整備の多さ、単独事業による公共スポーツ施設整備の多さがある。前章で触れたように、公共スポーツ施設整備の財源として充てることができるものは数多くあるが、3県の事例から指摘することができるのは、主として特定の財源が活用されて公共スポーツ施設が整備されたということである。

1984年度に地総債の特別分が創設され、2001年度に廃止されるまで、公共スポーツ施設に限らず、さまざまな施設に充当された。図4は1988～2001年度における地総債一般分と特別分等^{xxv}の推移を示したものである。この図から読み取ることができるように、地総債特別分等の許可額は1993年度まで急速に増加し、1996年度にピークを迎えた。

図4 地総債許可額の推移



地方債協会『地方債統計年報（各年版）』より作成

この期間に3県においても公共スポーツ施設が数多く整備されている。表8は3県の事例について建設開始年度をもとに時系列に施設を並べたものである。この表から読み取ることができるように、1984年以降、地総債を活用した公共スポーツ施設整備が多くなっている。図4において示したように、地方財政全体の地総債の許可額も多くなっていることから、おそらく他の県においても地総債を活用して公共スポーツ施設が整備されたものと考えられる。

ただし、他県の状況はあくまでも推測である。また、地総債の発行額は市町村レベルにおいて多い。これらのことから、公共スポーツ施設と地総債の関係については、より詳細な分析が不可欠である。本研究に残された課題である。

表 8 3 県（静岡県、三重県、A 県）における公共スポーツ施設の建設開始年

	地総債を充当して整備した公共スポーツ施設				その他の地方債を充当して整備した公共スポーツ施設	一般財源のみで整備した公共スポーツ施設
1955～1964年 (昭和30～39年)					W-4-a	A-3(供用)
1965～1974年 (昭和40～49年)					W-3	W-2
					W-4-b	
					W-4-c	
1975～1983年 (昭和50～58年)					A-1(供用)	観音山少年自然の家多目的ホール
1984(昭和59)年度	県立富士山麓山の村多目的ホール	A-2				
1985(昭和60)年度					静岡県職員会館体育館	
1986(昭和61)年度	焼津青少年の家体育館					
1987(昭和62)年度	A-4					
1988(昭和63)年度	県立水泳場(温水)	Z-2(供用)				
1989(平成元)年度		W-1-a				
1990(平成2)年度	三ヶ日青年の家					
1991(平成3)年度	Z-1					
1992(平成4)年度	県総合教育センター	W-1-c	W-1-d	X		
1993(平成5)年度						
1994(平成6)年度						
1995(平成7)年度	小笠山総合運動公園(広域公園)	朝霧野外活動センター				
1996(平成8)年度	静岡県ソフトボール場	Y				
1997(平成9)年度						
1998(平成10)年度						
1999(平成11)年度	富士山こどもの国(広域公園)	静岡県武道館	静岡県富士水泳場			
2000(平成12)年度						
2001(平成13)年度						
2002(平成14)年度						
2003(平成15)年度						
2004(平成16)年度						W-1-e
2005(平成17)年度						
2006(平成18)年度						
2007(平成19)年度						W-1-b

注:p17、p19、p21における各施設の建設開始年度を参照のこと。

4-5 国民体育大会に関連した公共スポーツ施設の整備

前節までで3つの県における公共スポーツ施設整備財源についての分析を行ったが、公共スポーツ施設の整備については、国民体育大会（以下、国体）を抜きに語ることはできない。国体は公益財団法人日本体育協会（以下、日体協）、文部科学省、開催地都道府県の三者共催で、47都道府県持ちまわりで毎年開催するわが国最大の総合スポーツ大会である。

国体の開催地については、日体協が定める開催基準要項には「内定は5年前、決定は3年前まで」との記載があるが、現状は開催のおよそ10年ほど前に決定することが多い。国体の開催が決定（内定）すると、多くの都道府県では国体を運営するための部局を設置し、国体開催までの業務を遂行する。国体の実施においては、都道府県内の市町村で競技（本大会では37競技および1公開競技）が開催されるため、多くの公共スポーツ施設が使用されることとなる。使用される施設は、近年の自治体の厳しい財政状況から、その多くが既存施設の利用、改修によって整備される。また、開催時のみの使用で済むよう、特設または仮設によって整備される施設もある。しかし一方で、新設される施設も少なからず存在する。表9には、かながわ・ゆめ国体（1998年）以降、国体を契機に新設された公共スポーツ施設数の推移を示した。これをみると、新設数は概ね減少しており、特に2003年以降の減少が顕著である。

表9 国民体育大会の開催地および新設公共スポーツ施設数

年	開催地	国体名	新設数	うち県	うち市町村
1998	神奈川県	かながわ・ゆめ国体	25	3	22
1999	熊本県	くまもと未来国体	37	12	25
2000	富山県	2000年とやま国体	20	6	14
2001	宮城県	新世紀・みやぎ国体	32	8	24
2002	高知県	よさこい高知国体	32	10	22
2003	静岡県	NEW!! わかふじ国体	16	5	11
2004	埼玉県	彩の国まごころ国体	14	3	11
2005	岡山県	晴れの国おかやま国体	15	2	13
2006	兵庫県	のじぎく兵庫国体	7	3	4
2007	秋田県	秋田わか杉国体	22	7	15
2008	大分県	チャレンジ！おおいた国体	8	2	6
2009	新潟県	トキめき新潟国体	2	1	1
2010	千葉県	ゆめ半島千葉国体	3 [*]	1	1
2011	山口県	おいでませ！山口国体	8	3	5

※県、市町村のほか民間（私立高校）が整備。

体育施設出版『月刊体育施設』より作成

本研究では、国体が契機と解釈できる公共スポーツ施設の整備について、2003年以降に国体を開催した県（B県）関係者への調査を実施した。B県およびB県内市町村が国体を契機に新設した公共スポーツ施設の財源をみると、県が整備した施設は単独事業が多く、市町村が整備した施設はほとんどが国土交通省の都市公園事業費補助（表1参照）を使用していることが明らかとなった。財源の全体像としては、県は一般財源と地方債、市町村は都市公園事業費補助に加え県単独で実施する国体施設整備補助金および地方債を使用するケースが最も多い。地方債の詳細は不明な部分も多いが、前述した公園緑地事業債、過疎対策事業債の使用が確認でき、おそらく地総債、合併特例債なども使用されていたものと推察される。また、文部科学省の社会体育施設整備費補助金は使用されていなかった。

国体を契機とした公共スポーツ施設整備においては、国体開催県内の市町村がそれぞれ独自に整備計画を策定し、財源の確保を行う。B県関係者に対するヒアリング調査によると、新設を計画する自治体の担当者は他県の自治体で過去に類似の施設が建設されているかを調査し、その例を参考にすることが多い。このことから、近年の国体を契機とした公共スポーツ施設整備は、B県の事例と同様のケースが推察される。つまり、県においては一般財源と地方債、市町村においては都市公園事業費補助と地方債が多く使用されていたと考えられる。2章でも述べたように、現在、都市公園事業費補助は制度が変わり、社会資本整備総合交付金に一括化され、地総債も廃止された。この先、国体を契機とした公共スポーツ施設整備を行う際にどのような補助金および交付金、地方債を使用するのかについては、今後の研究で明らかにしていく必要があるだろう。